

(9) 体系是正剤（一発処理剤）の補正散布方法

雑草が極めて多発する水田あるいは水持ちの悪い水田においては、一発処理剤のみの処理では雑草の効果的な防除が困難な場合がある。

また、雑草がだらだら発生しやすい早期栽培や難防除雑草が多発する条件では、一発処理剤といえども、一回のみの処理では十分な効果をあげられない。

一発処理剤の効果が十分発揮されず、残草があった場合には(6)オ、カに記載した中期剤あるいは後期剤を補正散布する。ただし、一発処理剤と補正剤との散布間隔は10日以上あけることが望ましい。

中期剤および後期剤には、適用草種が「ノビエのみ」「広葉雑草のみ」など限定される剤がある。また処理時の水管理が、「落水状態」や「深水ではない湛水状態」など、通常除草剤処理と異なるものもあり、それぞれの剤の注意書きをよく読んで用いることが必要である。